平成２８年（フ）第１２５号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11－６棟1015号
債務者　木村　令子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11－６棟1015号
債務者　木村　飛翔
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
京都市山科区西野離宮町36番地４
債務者　橋本　英樹
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７５号
京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町団地713
債務者　山下　充彦
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
兵庫県姫路市白浜町丙287番地２　102
債務者　奥田　夏奈（旧姓岩戸）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９６号
兵庫県姫路市夢前町杉之内181番地６
債務者　姫路　明子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２１１号
広島市西区観音町14番７－501号
債務者　尾崎　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２６号
広島市安佐南区安東６丁目22番12－７号
債務者　原　　和子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３７号
広島市西区草津南１丁目12番18－503号
債務者　植　　順二
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４８号
広島市中区光南１丁目15番34－307号
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０８号
広島市安佐北区可部１丁目４番６－101号
コーポラスヤナセⅢＢ棟
債務者　前田　和敬
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４３号
広島市安芸区中野７丁目58番11－101号
債務者　川上　聡美（旧名泰明）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０１号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目１番２－103号
債務者　後藤奈穂子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３５号
福岡市城南区別府３丁目11番16－106号
債務者　池田真菜美
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６６号
福岡市博多区光丘町３丁目３番11号
債務者　居石　正利
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１号
静岡県牧之原市静波1066番地35
債務者　滝口久美子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部